

四国地区国立大学連合アドミッションセンター管理運営委員会規程

〔平成25年5月13日〕
規則第78号

(趣旨)

第1条 この規程は、四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程第8条第2項の規定に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 四国地区国立大学連合アドミッションセンター（以下「センター」という。）の業務に係る重要事項に関すること。
- (2) センターの予算及び決算に関すること。
- (3) センターの教員等の人事に関すること。
- (4) その他センターの管理及び運営に関すること。

(組織)

第3条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) アドミッションオフィサー
- (4) 研究員
- (5) 兼任教員のうち、当該兼任教員が所属する大学の学長が指名する者
- (6) 四国地区5国立大学の入試業務を所掌する課長（相当職を含む。）以上の事務職員 各1人
- (7) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 管理運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、管理運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 管理運営委員会は、委員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開催)

第6条 管理運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 管理運営委員会に関する事務は、愛媛大学教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に関し必要な事項は、管理運営委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される第3条第1項第7号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。